

IFRS News

January 2010

4
vol.

IFRSニュースへようこそ。ー Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームから四半期毎に、国際財務報告基準 (IFRS) の動向や話題のテーマに対する見方、Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームの意見や見解をお届けします。

2010年最初となる本号では、2009年12月31日に終了する年度の財務諸表を作成する企業が直面している差し迫った問題について取り上げます。次にIFRS第9号の公表や、現在継続中であるIAS第39号の見直しについてのIASBのプロジェクトの動向、その他の新しい公表についても取り上げます。

また、Grant ThorntonにおけるIFRS関連ニュースに着目し、我々がIASBにどのような働きかけを行っているのかについて、全般的に総括します。最後にIASBが現在意見を公募している提案と、強制適用前の新基準の適用日について概要を説明します。



IFRS第8号「事業セグメント」の初度適用における検討課題

2009年12月31日の財務諸表を作成する上で多くの企業が直面することになる問題の1つは、IASBによるセグメント情報に係る基準の改訂です。

IFRS第8号「事業セグメント」は2009年1月1日以降に開始する事業年度から適用されますが、このテーマを扱っていた従来の基準（IAS第14号「セグメント別報告」）とは根本的に異なるアプローチをとっています。

IFRS第8号に基づき、財務情報は通常、事業セグメントの業績評価や事業セグメントに対する資源の配分方法の決定のために内部で用いられていたものと同じ基準で報告することが求められます。その背後にある論理は、財務諸表の利用者が、経営陣と同じ視点で企業の事業活動を評価できるようにするということです（「マネジメント・アプローチ」）。

IFRS第8号のセグメント別報告に対する「マネジメント・アプローチ」は、IAS第14号のものとは根本的に異なります

英国の財務報告審査委員会によるレビューでは、企業がIFRS第8号に基づいてどのように業績報告を行うのかについての懸念を明らかにしています。このレビューは英国企業だけを対象としたものですが、提起された問題はIFRS第8号を初度適用するすべての企業に関連する可能性があります。

IFRS第8号を初度適用する際の検討課題

- ・何が経営上の重要な事業意思決定なのか
- ・これらの重要な事業意思決定を行うのは誰か
- ・セグメント・マネージャー（基準上の定義）は誰で、誰に対して報告するのか
- ・経営陣が業績を評価し、セグメント間の資源配分を決定するために使用した情報において、グループの活動はどのように報告されているか
- ・複数の事業セグメントを一つの報告セグメントに集約する提案は、基本原則の一貫性を含め、同基準の集約基準に裏付けられているか
- ・報告セグメントに関する情報はIFRSの測定または代替的な基準に基づいているか
- ・報告されたセグメントに係る金額はIFRSに基づいた財務諸表における金額と調整されているか
- ・財務諸表では企業の組織基盤を含めて、報告セグメントの識別に使用した要因を記載しているか
- ・報告されたセグメントは企業の内部報告との整合性が取れているか。整合していない場合、それはなぜか。

財務報告審査委員会は、2009年中間報告書および2008年年次報告書のサンプルのレビューを行いました（同基準を早期適用している企業が対象）。報告書では、以下の状況において多くの企業が同基準の適用に関する説明が求められるとしています。

- ・ひとつの事業セグメントだけが報告されているがグループは他の事業も行っているか、または他の国において重要な事業を行っているというように、多様性があると考えられる

- ・報告書に記載された事業分析が財務諸表の事業セグメントと異なる
- ・取締役または経営幹部の肩書および職責が、選択した事業セグメントに反映されていない組織構造を示唆している
- ・報告書における注釈がIFRS以外の測定に焦点を当てる一方、セグメント別開示はIFRSによる金額に基づいている

企業のセグメント別情報に関して疑問が生じることを避けるため、同報告書ではセグメント情報の表示がIFRS第8号で求められる「マネジメント・アプローチ」を満たしているかどうかを判断できる多くの課題を提示しています(囲み部分を参照)。

IFRS第8号の適用方法についての詳細は、グラント・ソントン・インターナショナルの「事業セグメント—IFRS第8号実務における適用」をご覧ください。

再認識—改訂IAS第1号に基づく追加(3番目)の財政状態計算書の必要性

2009年1月1日以降に終了する事業年度からIAS第1号(改訂版)が強制適用されるのに伴い、今が追加(3番目)の財政状態計算書に対する同基準の要件を再認識するよい機会です。

追加の財政状態計算書(従来の呼び方では「貸借対照表」)は、企業が以下の場合に必要となります。

- ・会計方針を遡及適用する
- ・財務諸表の項目を遡及して修正再表示する
- ・財務諸表の項目を再分類する

この場合、企業は最低でも3年分の財政状態計算書、各2年分の他の主要な財務諸表、および関連注記を表示することが必要となります。追加の財政状態計算書は比較対象期間のうち最も早い年度の期首(例えば2009年12月31日までの通常の財務諸表の場合は2008年1月1日)を対象とします。

追加の財政状態計算書のトリガー

追加の財政状態計算書が必要になる会計方針の遡及的な変更の例には以下が含まれます。

- ・共同支配企業への投資を比例連結から持分法へ変更するなど、会計方針の自発的な変更
- ・新しいIFRSの適用における会計方針の変更(IFRSの改訂または新しいIFRIC解釈指針を含む)。但し、新しい会計基準が将来的な適用を必要とする場合を除く。

多くの企業が、2009年12月31日に終了する事業年度の財務諸表を作成する際に、IAS第1号(改訂版)の要求をはじめて扱うこととなります。最近有効になった新規および改訂されたIFRSの数を見ると、多くの企業は財務諸表における追加の財政状態計算書の表示が必要となるでしょう。追加の財政状態計算書が必要となる時期について早い段階で認識することで、新しい要件に準拠するための影響を時間とコストの両面から緩和することができます。

例えば「会計方針」という用語は、主要な財務諸表における認識および測定に限られると思われるかもしれませんが、IFRSにおける定義は広範囲にわたり財務諸表の作成や表示全体を対象としています。

IASBがIFRS第9号「金融商品」を公表

新基準ではIAS第39号の改訂プロジェクトの第1段階が終了したことが示されています

IASBが行う金融商品に対する既存の基準の全面改訂については、これまでもIFRSニュースでお伝えしてきましたが、直前の四半期に進展があり、IFRS第9号「金融商品」の第1章が公表されました。

IFRS第9号は最終的にはIAS第39号「金融商品：認識および測定」全体に置き換わることを目的としています。しかしながら現在は、金融資産の分類および測定についてのみ対象としています。これは、3段階に分けられたIASBのプロジェクトに従ったもので、現在その第1段階が終了したということになります。（プロジェクトの第2段階に対するIASBの提案は公開草案「金融商品：償却原価および減損」に記載されており、これについては本ニュースレターの別の項目で扱います。）

IFRS第9号は金融資産のカテゴリを削減し、分類には原則主義のアプローチを行うことで、金融商品会計の複雑さを軽減することを目的としています。新しい基準では、企業は金融資産を以下に基づいて償却原価または公正価値に分類することが必要となります。

- a) 金融資産を管理するための企業のビジネスモデル
- b) 金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性（ただし金融資産を損益を通じた公正価値で測定する分類をしている場合は除く）

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

我々は金融商品会計の複雑さを軽減しようとするIASBの取り組みを歓迎しており、IFRS第9号において測定カテゴリの数が削減されることは、この目的に役立つものと考えています。

しかしながらプロジェクトが複数の段階に分けられているために適用に関する問題が増加するリスクがあり、企業がIFRS第9号の早期適用を検討する際には注意が必要です。我々はIASBに対し、新しい基準の他の部分を作成する際にはこのことに留意し、今後のさらなる改訂が最小限に抑えられるよう、要請する予定です。

償却原価および公正価値だけを測定カテゴリとすることは、新基準では減損モデルが1つだけであることを意味しており、複雑さは大幅に軽減されます。IFRS第9号の主要要件の概要については、隣のページの囲み部分に記載しています。

IFRS第9号は最終的にはIAS第39号に置き換わることを目的としています。しかしながら現在は、金融資産の分類および測定のみを対象としています。

金融危機の間にIAS第39号に対する批判が広がったことを受けて、IASBはIFRS第9号問題への早急な対応が迫られていると考えました。（各国の法律に従い）企業は2009年12月の年度末にIFRS第9号を早期適用することが可能となりました。しかしながら早期適用を望まない企業は、2013年1月1日から適用のみが必要となります。

IFRSニュース特別号:IFRS第9号

IFRS第9号の重要性を認識するために、我々は12月にIFRSニュース特別号を発行しました。この特別号では、新基準や、同基準の適用による恩恵や難しさについてお知らせしています。このニュースレターの特別号をお求めになるには、各国事務所のIFRS担当窓口へお問い合わせください。



金融商品	
範囲および構造	・最終的にはIAS第39号全体に置き換わる ・複数の章に分けられている。現段階では金融資産の分類および測定に関する章のみが含まれる ・プロジェクトの第2および第3段階に関連する章、さらに金融負債および認識の中止の要件が今後追加される
測定カテゴリの削減	・金融資産のカテゴリ数の削減。金融資産はすべて償却原価または公正価値で測定しなければならない ・IAS第39号の測定カテゴリの用語(満期保有、貸付金および債権、売却可能)は大部分が削除される
償却原価測定の条件	・企業のビジネスモデルの目的が、契約上のキャッシュ・フローを回収するための金融資産の保有にある ・金融資産の契約条件によって指定期日に元本および元本残高に対する金利をのみを返済するキャッシュ・フローが生じる
その他金融資産に関する公正価値	・償却原価の条件を満たさない金融資産は公正価値で測定される ・当初認識において、指定により「会計上の不一致」が排除されるまたは大幅に削減される場合、企業は金融資産を損益を通じた公正価値による測定に指定することもできる ・公正価値で測定された金融資産の損益(ヘッジ関係を除く)はただ1つの例外を除き損益に表示される(以下の囲み部分を参照)
持分金融商品の損益を その他包括利益に 表示する選択	・持分商品への投資による損益をその他包括利益に表示する当初認識の選択は変更不可能 ・但し、受取配当金は損益に認識される ・売買目的保有の資本性金融商品には使用できない
減損	・減損方法は1つのみ(IAS第39号で必要とされた多数の方法とは対照的) ・残った減損方法は、IAS第39号に従って償却原価で測定した資産に対して現在必要とされる方法である ・当面の間、減損要件は引き続きIAS第39号の一部に含まれる。これらの要件はすでに適用できない側面を排除するために改訂されている(特に売却可能資産および原価で保有している資産の減損要件について)
再分類	・金融資産は、企業が金融資産を管理するビジネスモデルを変更した場合およびその場合に限り、再分類される ・適用ガイダンスではこのような変更は極めてまれであることを明確にしている
発効日および移行	・2013年1月1日以降に開始する事業年度に有効 ・早期適用が可能 ・主として遡及適用される。しかしながら、2012年1月1日以前に開始する報告期間に適用した場合は、比較情報に対する修正再表示の必要はない

金融資産の減損会計

IASBによるIAS第39号改訂プロジェクトの第2段階としての公開草案公表

IASBは金融資産の減損に対する公開草案を公表しました。「金融商品：償却原価および減損」というこの提案は、IAS第39号の改訂に関する3段階に分けたプロジェクトの第2段階を形成しています。適用する場合、要件はIFRS第9号に統合されることになります(別項目を参照)。

現行のIFRSでは金融資産の減損に対し、発生損失モデルを使用しています。このモデルはすべてのローンが反対の証拠(損失またはトリガー事象)が特定されるまでに返済されることを想定しており、金融危機を受けて強く批判されました。主な批判は、発生損失方式は、債務者のデフォルトの可能性に対する客観的な証拠を受領する前に過度の収益を認識することになるというものです。その時点で大幅な調整が必要となる可能性があり、そのうちの一部は最初から(統計的には)予想できた可能性があります。

提案では、予想損失はその代わりに資産の使用期間を通して引当金を積むことによって、ローン(または償却原価で測定されたその他金融資産)期間を通じて認識されます。この場合、現在発生している受取利息を損失事象が認識される前に前倒しで計上するのを避けることになり、貸付事業モデルをよりよく反映することになると主張しています。引当金の見積りと見積りにおけるその後の変更について、広範囲にわたる開示が必要となります。

EFRAGはIASB公開草案の理解の一助となる論文を公表

欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は、償却原価の測定および金融資産の減損に対するIASBの公開草案を理解する上で、当事者の助けとなる教育論文を公表しました。「金融資産の減損：予想損失モデル」というこの論文では、公開草案に関連する実務上興味深いポイントを数多く提起しています。そのポイントには以下が含まれます。

- ・予想損失モデルは報告企業自身によって作成されたキャッシュ・フローの見積りに依存するため、発生損失モデルと比較して本質的に主観性が高い
- ・運営上、以下の点が難しいと思われる
 - 履歴データの必要性。すべての企業が保有しているものではない
 - 償却原価で測定された金融資産のポートフォリオ全体のためにデータを収集する要件(減損された金融資産に対するデータだけでなく、償却原価で保有するすべての金融資産に対して損失データの履歴が必要となる)
- ・実際には、各報告企業の特定の状況に合わせて調整された特定のモデルが先立って作成されていることが、モデル入力には必要となる
- ・発生可能性加重平均アプローチに基づいた大規模な個別の金融資産における予想損失の見積りは、同質の金融資産の大規模なポートフォリオにおける損失の見積りに比べ正確性が低くなる
- ・非金融機関は運用上の問題に遭遇する可能性が高い— 多くは売上債権をポートフォリオベースでは管理していないため、予想(発生可能性加重平均)ベースで将来キャッシュ・フローを正確に見積るのは難しい場合がある。(公開草案自体は売上債権の引当金マトリックスの使用が、当モデルを適用する上で直面する可能性がある問題に対する実用的な方策であるとしている。)

IAS第39号の改訂スケジュール

	2009年 第4四半期	2010年 第1四半期	2010年 第2四半期	2010年 第3四半期	2010年 第4四半期
IAS第39号の改訂					
第1段階:分類および測定	IFRS発行				
第2段階:減損	ED発行				IFRS予定
第3段階:ヘッジ会計		ED予定			IFRS予定

関連プロジェクト

認識の中止				IFRS予定
公正価値の測定指針			IFRS予定	
連結			IFRS予定	

IFRICが「債務の株式化」取引に対するガイダンスを発行

国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)はIFRIC第19号「持分金融商品による負債の消滅」を公表しました。IFRIC第19号では、金融負債の条件が再交渉され、その結果企業が金融負債のすべてまたは一部を消滅させるために債権者に対し持分商品を発行することになった場合の企業会計について述べています。これらの取引は「債務の株式化」取引またはデット・エクイティ・スワップと呼ばれることもあり、金融危機の間に多く活用されました。

IFRIC第19号が公表される前には、これらの種類の取引に対する会計実務には大きな差がありました。新しい解釈指針は2010年7月1日以降に開始する会計年度に対して有効となり、早期適用が可能です。

IFRIC第19号はこれらの取引における債務者による会計のみを扱っています。債権者が直接的または間接的な株主でもあり株主の立場で行動する場合、または、債権者および企業が、取引の前後において同じ当事者によって支配され、当該取引に企業による株式の配布または企業への出資が含まれる場合には、これは適用されません。金融負債の本来の条件に従って資本性証券の発行によって消滅される金融負債もまた、同解釈指針の対象外となります。

IFRIC第19号では債務者に対し、資本性商品によって消滅する金融負債を以下に従って会計処理するよう求めています。

- すべて(または金融負債の一部)を消滅させるために債権者に対して資本性商品を発行する場合、IAS第39号第41項に従った支払対価となる
- 企業は発行された資本性商品を公正価値で測定する。ただし、信頼性を持って測定できない場合はこの限りではない
- 資本性商品の公正価値を信頼性を持って測定できない場合、消滅した金融負債の公正価値が使用される
- 消滅した金融負債の簿価と支払対価の差を損益として認識する

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

IFRIC第19号で推奨される測定基準(負債の消滅のために発行された資本性商品の測定に、負債の簿価または公正価値ではなく資本性商品の公正価値を使用する)によって、発行された資本性商品がどのように測定されるべきかをめぐる「会計の選択」の範囲は大幅に狭まります。そのためこれらの種類の取引には、より一貫した適用が行われることになります。資本性商品が対価として発行される場合、対価は支払われるもの、つまり発行された資本性商品の公正価値で測定されることが適切だとも考えています。このため我々はIFRIC第19号の公表を歓迎します。

インドがIFRSへのコミットメントを再度表明

インドは2011年までのIFRSとのコンバージェンスに対するコミットメントを再度表明しました。インド企業がIFRSへの移行におけるイニシアチブを担っており、中核的なグループが設立され、2つのサブグループが各種法律、規則、会計基準に必要な変更を特定し、利害関係者の準備を確認する支援を行っています。IFRSとのコンバージェンスへのロードマップが近い将来公表される予定となっており、同国におけるIFRSの段階的な実施が推奨される見通しです。



最低積立要求分の前払い (IFRIC第14号の改訂)

改訂では、企業が確定給付型年金制度に対する将来の拠出を前払いする場合に、従来の要求から生じる可能性がある意図せぬ結果について取り組んでいます

国際財務報告解釈指針委員会は「最低積立要求分の前払い(IFRIC第14号の改訂)」を公表しました。IFRIC第14号では、企業が最低積立要求分(Minimum Funding Requirement (MFR))の対象となる確定給付型年金制度に対するIAS第19号の余剰に関して資産を認識する場合のガイダンスを記載しています。

改訂が発行される前は、IFRIC第14号の影響により自発的なMFR拠出金の前払いが費用として認識される場合があります。これは目的とした結果ではなく本来の解釈指針の草案の意図せぬ結果であり、このためIFRICはこの状況を是正するための改訂を発行しました。

IASBはIAS第24号「関連当事者についての開示」の改訂版を発行

前四半期のIFRSニュースで予想した通り、IASBはIAS第24号「関連当事者についての開示」の改訂版を公表しました。旧IAS第24号との主な変更点は、以下を相手とする取引に対するIAS第24号の開示の免除が導入されたことです。

- ・報告企業を支配または共同支配する、または重大な影響力を持つ政府
- ・「政府系企業」(同じ政府によって支配される、共同支配される、または重大な影響を受ける企業)

この変更のさらなる詳細については、IFRSニュース前号を参照してください。

中国は2012年までのIFRS完全移行を目指す

中国財政部は「企業に対する中国会計基準の国際財務報告基準(IFRS)との継続的で完全なコンバージェンスへのロードマップ」の公開草案を公表しました。

中国のロードマップでは2011年をコンバージェンス計画が完了する年として目標にしています。完了した場合、2012年以降、中国のすべての大企業および中規模企業は改訂された基準を使用する必要があります。

IASBとFASBがIFRSと米国 会計基準のコンバージェンスへの コミットメントを再確認

11月、IASBと米国財務会計基準審議会 (FASB) は共同声明を公表し、2006年に署名、2008年に更新した覚書に対するコミットメントを再確認しました。

共同声明では、覚書の主要プロジェクトを2011年に完了するための両審議会の計画と節目となる目標について述べています。コンバージェンスに対するコミットメントの一環として、両審議会はコンバージェンス・プロジェクトに対する各自の進捗を四半期ごとに報告することも取り決めています。

合同会議の中でIASBとFASBはスケジュールについて話し合い、以下の主要共同プロジェクトを期日通りに完了するための戦略を立てました。

- ・ 金融商品
- ・ 連結
- ・ 認識の中止
- ・ 公正価値測定
- ・ 収益認識
- ・ リース
- ・ 資本の特徴を有する金融商品
- ・ 財務諸表表示

日本、国内における本年度の IFRSの利用を許可

特定の基準を満たす上場企業は2010年3月31日以降に終了する会計年度に対し、IFRSの採用を選択することができます

日本の金融庁は特定の基準を満たす上場企業に対し、2010年3月31日以降に終了する会計年度にIFRSを使用する選択肢を提示しました。

この変更は昨年6月に公表された日本の「国際財務報告基準の適用」に対するロードマップに従ったもので、日本におけるIFRS導入に向けた重大な一歩となります。日本のロードマップではIFRSの早期適用を認め、2015年または2016年以降の強制適用を提案しており、強制適用に関する最終決定は2012年頃に行われる予定です。

IASBがIAS第37号「引当金、偶発債務および偶発資産」の改訂提案を公表

IASBはIAS第37号「引当金、偶発債務および偶発資産」を改訂するための従来の提案の一部を再び公開しました。最新の公開草案には、資産除去のための債務および法的な争いによって生じる債務など、IAS第37号の範囲内の負債の測定に関する改訂提案が含まれます。

この提案は企業が測定目的とすべきものおよびその目的の達成方法をより的確に明記したガイダンスを追加することを目的としています。

公開草案の主要ポイント

- 全般的測定目的—報告期間の期末に、債務から解除されるために企業が合理的に支払うことになる金額の測定
 - これは通常、債務を履行するために必要な資源の現在価値となる
 - 場合によっては(まれであると思われるが)、企業が負債を取り消すことができる、または第三者により低い金額で譲渡することができる証拠がある可能性がある。その場合、負債はこの低い方の金額で測定される
- 債務の履行のために必要となる資源の流出額に不確実性がある場合、企業は期待値を見積もることになる
 - これは起こりうる結果の範囲に対する流出額の発生可能性加重平均となる
 - 当該期待値は債務の履行のために企業が最終的に支払う金額になる可能性は低い

IASBは初度適用者に対し、IFRS第7号の開示の比較情報に対する限定的免除を提案

11月、IASBはIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」を改訂する提案を公表しました。提案された改訂では、初度適用者は、すでにIFRSを適用している企業が「金融商品に関する開示 (IFRS「金融商品:開示」の改訂)」を最初に適用する場合に利用可能な比較情報の同様の免除を利用することができます。この軽減は2010年1月1日以前に最初のIFRS報告期間が開始される初度適用者にのみ適用されます。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

我々は、初度適用者に対し既存のIFRS対応企業が利用可能な移行規定と同じ移行軽減を提供するという公開草案の提案に賛成します。我々はこの問題に対する幅広いコンセンサスが存在すると考えており、改訂はすぐに行われると考えています。

グラント・ソントン・インターナショナル は新しいIFRS財務諸表例を公表

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは「IFRS連結財務諸表例」の最新版を公表しました。2009年12月31日に終了する会計年度に有効なIFRSの変更を反映するため、旧版の再検討を行い更新しました。特に同書では、2009年1月1日以降に開始する期間に有効な以下の基準および解釈指針の適用の影響について取り上げています。

・IAS第23号「借入費用」(2007年改訂)

同基準では借入費用の資産化を求めており、目的の用途または売却に備えるためにかなりの時間を要する適格資産の取得、製造、または建築に直接起因するものをその範囲とします。

IFRSの初度適用:2009年連結財務諸表例

当社の一般的なIFRS連結財務諸表例に加え、グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは特に初めてIFRSを適用する企業を対象としたバージョンも公表しました。

「IFRSの初度適用:2009年連結財務諸表例」をご希望の場合は、各国事務所のIFRS担当窓口までご連絡ください。

・財務諸表に関する開示の向上 (IFRS第7号「金融商品:開示」の改訂)

同改訂では、財政状態計算書において公正価値で測定される金融商品に対し、追加の開示を求めています。これらの公正価値測定は、その公正価値が観測可能な市場データに基づく程度に応じて3段階の公正価値ヒエラルキーに分類されます。また、デリバティブ金融負債について満期に関する個別の定量情報の開示が求められます。これは契約上の満期までの残存期間を示すものであり、キャッシュ・フローのタイミングを理解する上で欠かせません。

・IFRIC第13号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」

この解釈指針では物品やサービスがカスタマー・ロイヤルティ・インセンティブと共に販売される場合、契約は複合契約であり、顧客から受け取る対価は公正価値を使用して契約の要素間で配分されると明確にしています。

IAS第1号「財務諸表の表示(2007年改訂版)」およびIFRS第8号「事業セグメント」もまた、2009年12月31日を年度末とする期間に対して強制適用されることに注意が必要です。しかしながら、これらの基準に対する開示についてはこれまでの我々の出版物に含まれており、そのなかでは早期適用を前提としてきました。しかし、多くの企業が2009年に初めてこれらの要件を適用することになるため、最新号の付属書に当初適用開示例を盛り込みました。

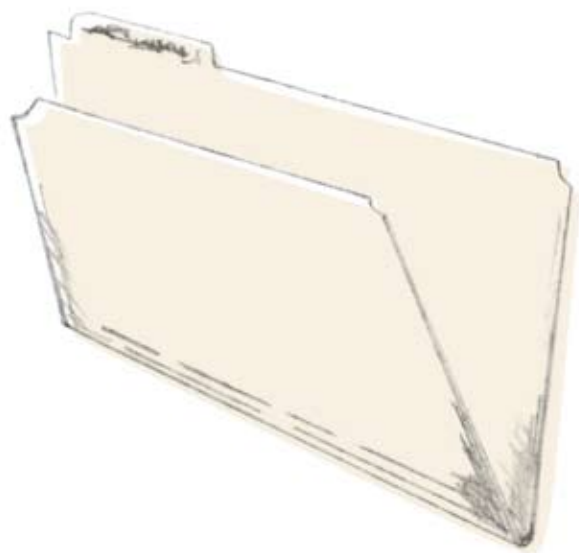
ご希望の場合は、各国事務所のIFRS担当窓口までご連絡ください。

グラント・ソントン は中国での ポジションを強化

グラント・ソントン・インターナショナルは中国本土に新しいメンバーファームを指名し、同地域における既存のポジションを強化しました。北京に本社を置く京都天華会計事務所有限公司(Jingdu Tianhua Certified Public Accountants)がグラント・ソントンとして業務を行います。同社は様々な公開会社、国有企業、民間企業および外国企業に対し、保証、税務およびアドバイザリーサービス業務を包括的に提供します。

同時に、新ファームは中国における既存のグラント・ソントンファームの3社と合併しました。この合併により、60名のパートナー、約1,500名のスタッフを抱え、上海、広州、南京、武漢、成都、太原、長春に事務所を持つファームとなります。

中国本土がIFRSへの移行に取り組むなか(本ニュースレターのコンバージェンスセクションを参照)、この補強は時宜を得たものとなりました。



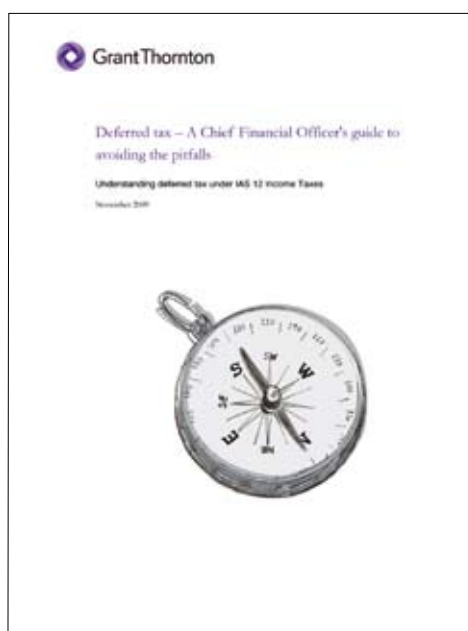
繰延税金に関する新しい グラント・ソントン・インターナショナル のガイドを発行

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームはIAS第12号「法人所得税」に従った繰延税金の会計処理方法についての詳細を示した新しいIFRSガイドを発行しました。

IAS第12号は新しいものではありません。しかしながら、多くの財務担当役員にとって、繰延税金の計算の基本的概念は直感で理解できるものではありません。IAS第12号は計算に対する機械的なアプローチだけでなく、一部の分野では重要な判断が必要となります。また、IAS第12号の概念を適用するには関連税法の完全な理解が必要となります。以上のような理由から、多くの最高財務責任者(CFO)は繰延税金の計算には実務上の大きな困難があると感じています。

「繰延税金—危険を避けるための最高財務責任者のガイド(IAS第12号「法人所得税」に基づく繰延税金の理解)」は、IFRSに基づいて財務諸表を作成する企業のCFOを対象としています。同書では繰延税金残高の計算に対するIAS第12号のアプローチを説明していますが、同基準のすべての側面を説明することが目的ではありません。むしろ、CFOによる優先順位の決定や重要問題の特定を支援するために繰延税金の計算に対するアプローチを要約しています。これらの適用問題についてCFOを支援するため、同書では繰延税金計算で問題となることが多い一部の分野に対する実施ガイダンスも盛り込んでいます。

ご希望の場合は、各国事務所のIFRS担当窓口までご連絡ください。



グラント・ソントンの 国際IFRS 解釈・グループに よる会合

グラント・ソントンの国際IFRS解釈・グループ (IIG) が11月、パリで会議を開催しました。

IIGは米国、カナダ、シンガポール、オーストラリア、南アフリカ、インド、ブラジル、英国、フランスおよびドイツの我々のメンバーファームの代表と、グラント・ソントン・国際IFRSチームで構成されます。年3回の会議を開催し、IFRSに関連する技術的な問題について、議論を行います。

カナダのパートナーがSME向け IFRSインターネット配信に参加

我々のカナダのメンバーファームであるレイモンド・シャポー・グラント・ソントンの会計研究のパートナー、ソフィー・ビューローは、カナダ勅許会計士協会 (CICA) による中小企業を対象としたIFRS移行についてのインターネット配信に参加しました。ソフィーはインターネット配信のフランス語版に出演し、英語版の作成にも貢献しました。公表は、www.icca.ca/ifrs/droitaubutでご覧になることができます。

グラント・ソントンが ドイツ会計士協会のIFRS教育を支援

2009年、ドイツのグラント・ソントンは、ドイツ会計士協会が行うドイツにおけるIFRS教育の実施に対する支援を継続しました。

2003年以降、ドイツのグラント・ソントンは、ドイツ会計士協会が行うIFRSに基づく財務諸表に対する監査意見を表明する監査人のための講座の運営を支援しています。テーマの重要性を反映し(監査人は適切なIFRS教育を受け、適切な更新研修が行われたことを証明する必要がある)、同講座は16日間を4日間ずつ4ブロックに分けて行われます。グラント・ソントンのデュッセルドルフ事務所のパートナー、トーマス・セングーは、2003年以降この講座の指導に参加しており、ジェンズ・ブリューヌ(デュッセルドルフ事務所)とコーネリア・フォン・オーツセン(ハンブルグ事務所)が2007年から参加しました。彼らは、現在、16日間の講座のうち12日間の指導を行っています。

ドイツ会計士協会が発表者に求める質の高さを考えると、グラント・ソントンがこの講座に参画していることはとても名誉なことです。ドイツ会計士協会は、同協会が運営するその他のIFRS講座の実施についてもグラント・ソントンに協力を求めており、IFRSに初めて触れる人を対象とした3日間の講座、IFRSの新基準の要件を要約し、将来のIFRS動向を検討するIFRS最新情報講座があります。

任命

米国

ゲーリー・イリアーノ

我々の米国ファームにおける国内および国際会計担当ナショナルパートナー、ゲーリー・イリアーノは、米国公認会計士協会 (AICPA) が新たに設立したIFRSスタッフ諮問グループの一員に任命されました。

IFRSスタッフ諮問グループ (SAG) の主な目的は、IFRS移行に関する財務諸表作成者を支援する出版物や研修の開発について、AICPAに助言を行うことにあります。このためSAGのメンバーは、提案されたIFRSに関する製作物やサービス戦略の審査においてAICPAを支援し、特定の製作物の案内に対する助言を行います。

カナダ

カレン・パーソン

我々のカナダのメンバーファームであるグラント・ソントンLLPの保証業務のパートナー、カレン・パーソンは、オンタリオ証券委員会 (OSC) の財務報告諮問委員会に任命されました。

財務報告諮問委員会の使命は、オンタリオ州証券取引法、規制、および規則に規定された財務報告要件に関連する方針の提案に情報を提供することです。主な重要優先事項は、2011年に行われるカナダのIFRSへの移行で生じる問題に対応することと、一貫性のある財務報告要件の適用を促進するため、財務報告の傾向や解釈指針を議論することにあります。

同委員会はオンタリオ、ケベック、アルバータ、ブリティッシュ・コロンビアの各証券取引委員会、カナダ保証基準審議会、カナダ会計基準審議会、および6大会計事務所で構成されています。メンバーは、議論をめぐる秘密保持契約に従わなければなりません。

ニュージーランド

サイモン・キャリー

我々のニュージーランドのメンバーファームのクライストチャーチ事務所のパートナー、サイモン・キャリーは、ニュージーランド会計基準評価審議会 (ASRB) の一員に任命されました。サイモンはグラント・ソントンの代表として初めてASRBに任命され、この任命は、我々がニュージーランドの会計基準の将来を形成することに支援できることを意味しています。

SME向けIFRS

世界中の基準設定者や政府は、先日公表された「中小企業向け国際財務報告基準」(SME向けIFRS)を検討してきました。この基準が、各国の財務報告の将来にどのような影響を与えるかについて、以下に示します。

英国およびアイルランド

英国およびアイルランドの会計基準設定者であるASBは会員に対し、SME向けIFRSの潜在的な利用に対する意見を求めています。

諮問書「方針提案:英国会計基準の将来」には英国およびアイルランド企業に対する将来の報告要件に関する提案が記載されています。同書では、英国会計基準のIFRSとのコンバージェンスの展開に対し3階層のアプローチを提案しています。

- ・第1階層—公的説明責任のある企業が、EUが適用するIFRS(「EU版」IFRS)を適用する。
- ・第2階層—ASBの「中小企業向け財務報告基準」(FRSSE*)を適用することができる企業を除く、他のすべての英国企業はSME向けIFRSを適用することができる。
- ・第3階層—小規模企業は、FRSSE適用の継続を選択できる

* FRSSEは、英国およびアイルランドにおける小規模企業が使用可能な独立、簡易化された会計基準である。

オーストラリア

オーストラリアの基準設定者であるAASBは、諮問書「特別会計報告—開示要件の削減」を発行しました。

同諮問書では、オーストラリアの会計基準を将来的に以下の2階層の報告要件とすることを提案しています。

- ・第1階層—オーストラリアで適用されたすべてのIFRS
- ・第2階層—情報開示体制を削減し、公的説明責任のない営利目的企業が適用できるようにする。

情報開示体制削減の提案は、IASBのSME向けIFRSにおける開示を利用しているものの、諮問書ではSME向けIFRS自体の利用の提案まではしていません。その代わりに、情報開示体制削減は完全なIFRSの認識および測定に基づくものとなります。グラント・ソントン・オーストラリアは、この提案は対象となる多くの企業に不必要なコストを強いるものであるとして、この提案に反対しています。グラント・ソントン・オーストラリアは、その代わりとしてSME向けIFRSの使用を強く推奨しており、その簡潔な測定および認識要件は、非上場企業により適していると考えています。

モーリシャス

モーリシャス政府による2009年財政法案の条項により、モーリシャスにおける会計要件が修正され、小規模な国有企業がSME向けIFRSを選択できるようになります。同法案は現在モーリシャス議会による制定を待っているところです。

フィリピン

SME向けIFRSは、フィリピン会計基準101「公的説明責任のない企業向け財務報告基準」に置き換わることになります。フィリピンにおける適用日について、フィリピン国内の基準設定者からは、まだ公表されていません。

欧州

2欧州委員会は、欧州におけるSME向けIFRSの使用に関する諮問書を公表しました。域内市場・サービス総局は、現在行われている欧州における会計に対する会社法指令の見直しに関し、諮問書に対する意見を考慮します。

まとめ

IASCFが次期IASB議長候補者を探す

国際会計基準委員会財団の評議員会は、2011年6月30日に退任予定のIASB会長、デイビッド・ツウィーディ卿の後任候補者を、世界中で探し始めました。決定は、2010年後半となる予定です。

IASB、編集上の修正を行う

IASBは、基準に対する編集上の多くの修正をIASBのウェブサイトに掲載しました。修正については、<http://www.iasb.org/IFRSs/International+Accounting+Standards+Board+-+IASB+Editorial+Corrections.htm>でご覧になることができます。

IASBが、新興国および過渡期にある国における公正価値測定適用に対する提案を要求

公開草案「公正価値測定」(IFRSニュース2009年7月版に記載)への意見の分析を受け、IASBは最終的な基準において、追加の解釈が必要となる可能性がある問題を特定するため、新興国および過渡期の国の人々に協力を求めました。

この要求は、新興国および過渡期の国にある企業がこの原則を実際に適用することが困難であるという公開草案への意見を受けたものです。

CESRが最新の施行判断を公表

欧州証券規制当局委員会(CESR)は、加盟各国の実施機関による実施判断のデータベースからの7回目の抽出結果を公表しました。

この実施判断の公表は、EU各国の施行者がIFRSに準拠していると考える会計処理を市場参加者に伝えることを目的としています。つまり、会計処理が基準またはIFRIC解釈指針によって認められる許容範囲内とみなされるかどうかを伝えています。実施判断の公表は、これらの判断の背景にある論理的根拠と共に、欧州連合におけるIFRSの一貫した適用に貢献することになります。

年金に関するPAAinE報告書

欧州事前会計活動パートナーシップ(PAAinE)は、「年金の財務報告」に関する報告書を公表しました。

PAAinEは、欧州財務報告諮問グループと欧州基準設定者の間のパートナーシップとして、欧州全体が、より効果的に国際的な会計論議に参加できることを目的として設立されました。

この報告書は英国会計基準審議会(ASB)の主導によって進められており、年金に関する将来の会計基準がどのように発展していくかについて、ASBの推奨項目が記載されています。同報告書では、欧州事前会計活動パートナーシップ(PAAinE)の取り組みの一環として2008年1月に公表された審議資料「年金の財務報告」に対する主要な協議を受け、ASBの再審議に対するフィードバックも行っています。

EUは新しい域内市場コミッショナーを公表

マイケル・バルニエが、新しい域内市場・サービス欧州連合コミッショナーに任命されました。バルニエ氏は銀行および金融サービス政策、および会計基準の動向に対する欧州の見解などを含む広範囲にわたる問題を対象とする、影響力がある調査書の責任者となります。

G20が進捗状況報告書を発行

G20の財務相・中央銀行総裁は、11月にスコットランドで会議を行い、昨年の首脳会議で決定したコミットメントに対する進捗状況の評価を行いました。進捗状況報告書では、会計基準の向上のためにG20で採択されたコミットメントに関連して、IASBがすでに実行し、継続している措置について述べています。

CESRが金融商品に関するIFRSでの開示の順守状況を分析

欧州証券規制当局委員会(CESR)は11月、欧州金融機関の金融商品に関連する開示要件への順守状況に対する分析を公表しました。

CESR調査では、IFRS第7号のより基本的な開示要件の順守については優れた水準にあるものの、高い割合の企業は一部の分野において強制開示要件に順守していないことが分かりました。

米SEC、2010年初旬にIFRSロードマップに取り組む

SECコミッショナー、エリゼ・ウォルターは、SECが米国企業に対しIFRSの使用を認めるロードマップに関連し、2010年初旬にさらなる措置を検討予定であると述べました。

ウォルター氏と他の4名のコミッショナーは、現在、提案したロードマップに対してSECが一般から受け取った200以上の書簡を審査しています。

CEBSが監視対象機関に対する財務報告ガイドラインの改訂版を公表

欧州銀行監督委員会(CEBS)は、監督下にある金融機関に対する報告要件の簡素化に向けた取り組みの一環として、財務報告の改訂ガイドラインを公表しました。IFRSの同意された変更事項が、改訂ガイドラインに組み込まれました。IASBの独自基準における変更が予想され、その変更を反映するために、CEBSは2010年に更なる改訂を予定しています。

英国が企業買収に関する会計の調査を行う

コーポレートガバナンスおよび報告の信頼性の向上に対して責任を持つ独立規制当局である英国の財務報告審議会は、「企業買収に関する会計」の調査結果を公表しました。

調査では、企業買収に関する会計における改善の必要性を示唆しています。特に、監査済財務諸表における重大な企業買収に関する情報は、事業レビューで行うこれらの企業買収および裏付け説明の論理的根拠に比べ、不十分または一貫性がないと述べています。

新基準およびIFRIC解釈指針の 発効日

以下の表では、2008年7月1日以降を発行日とする新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針を一覧にしています。企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積もりの変更および誤謬」に基づき、新基準および解釈指針に関して特定の開示を行う必要があります。

2008年7月1日以降を発行日とする新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または 解釈の正式名称	有効となる 会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品	2013年1月1日	可(広範囲にわたる移行規則を適用)
IFRIC第14号	最低積立要件に基づく年金費用の前払い―IFRIC第14号の改訂	2011年1月1日	可
IAS第24号	関連当事者についての開示	2011年1月1日	可(基準全体または政府系企業に対する部分免除のいずれか)
IFRIC第19号	資本性金融商品による金融負債の消滅	2010年7月1日	可
IAS第32号	株主割当増資の分類(IAS第32号の改訂)	2010年2月1日	可
SME向けIFRS	中小企業向け国際財務報告基準	各管轄における承認後 すぐ	n/a
IFRS第1号	初度適用者に対する追加免除 (IFRS第1号の改訂)	2010年1月1日	可
IFRS第2号	現金決済型株式報酬取引 (IFRS第2号の改訂)	2010年1月1日	可
IFRS第1号	国際財務報告基準の初度適用 (2008年改訂)	2009年7月1日	可

2008年7月1日以降を発行日とする新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または 解釈の正式名称	有効となる 会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第39号	IAS第39号「金融商品:認識および 測定:適格なヘッジ対象」の改訂	2009年7月1日	可
IFRIC第17号	非現金資産の株主への分配	2009年7月1日	可(ただし、IFRS第3号(2008年改訂)、IAS 第27号(2008年改訂)およびIFRS第5号 (IFRIC第17号により改訂)も適用しなければ ならない)
IFRS第3号	企業結合(2008年改訂)	2009年7月1日	可(ただし2007年6月30日以降に開始する期 間のみを対象とし、IAS第27号(2008年改 訂)も適用する)
IAS第27号	連結および個別財務諸表	2009年7月1日	可(ただしIFRS第3号(2008年改訂)と共に 適用しなければならない)



2008年7月1日以降を発行日とする新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または 解釈の正式名称	有効となる 会計年度の開始日	早期採用の可否
IFRIC第18号	顧客からの資産の移転	2009年7月1日以降の資産の移転	可。ただし過去の移転に対して解釈指針を適用するために必要な評価およびその他の情報を、移転が発生した時点で入手していることを条件とする
IAS第32号およびIAS第1号	IAS第32号「金融商品:表示」およびIAS第1号「財務諸表の表示:ブック可能な金融商品および清算時に生じる債務」	2009年1月1日	可(ただしIAS第39号、IFRS第7号、およびIFRIC第2号に対する関連改訂も共に適用しなければならない)
IFRS第1号およびIAS第27号	IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」およびIAS第27号「連結および個別財務諸表」の改訂	2009年1月1日	可
IFRS第7号	IFRS第7号「金融商品の開示:金融商品に関する開示の改善」の改訂	2009年1月1日	可
IFRS第2号	IFRS第2号「株式報酬:権利確定条件および取り消し」の改訂	2009年1月1日	可
IAS第1号	財務諸表の表示	2009年1月1日	可
IAS第23号	IAS第23号「借入費用」の改訂	2010年1月1日	可
IFRS第8号	事業セグメント	2010年1月1日	可
IFRIC第15号	不動産の建設契約	2009年1月1日	可
複数	IFRSの2008年年次改善	2009年1月1日(特に明記しない限り)	可
IFRIC第16号	在外事業体に対する純投資のヘッジ	2008年10月1日	可

2008年7月1日以降を発行日とする新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期採用の可否
IAS第39号およびIFRIC第9号	組込デリバティブ—IFRIC第9号およびIAS第39号の改訂	2009年6月30日以降に終了する会計年度	可
IAS第39号およびIFRS第7号	金融資産の再分類—IAS第39号「金融商品:認識および測定」およびIFRS第7号「金融商品:開示」の改訂	2008年7月1日(2008年11月1日以降に行われた再分類は、再分類された日から有効。2008年11月1日より前については2008年7月1日またはその後の日付から有効とすることが可能)	不可
IAS第39号およびIFRS第7号	IAS第39号「金融資産の再分類:発効日および移行」の改訂	2008年7月1日(上述の移行規則の明確化)	不可
IFRIC第13号	カスタマー・ロイヤリティ・プログラム	2008年7月1日	可



意見を募集

この表ではIASBが現在意見を募集している文書および意見の募集期限を示しています。グラント・ソントン・インターナショナルは各文書に対し、意見を表明することを目指しています。

現行のIASB文書

文書の種類	基準名	意見の募集期限
公開草案	経営者の解説	2010年3月1日
公開草案	IAS第37号における負債の測定—IAS第37号に対する改訂提案	2010年4月12日
公開草案	金融商品・償却原価および減損	2010年6月30日



Grant Thornton

www.gti.org

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。